

# 島原高等学校ラグビー部OB会 会則

## 第1条 名称、所在地

本会は島原高等学校ラグビー部OB会と称し、事務局長宅に事務所を置く。

## 第2条 目的

本会は島原高校ラグビー部の健全な発展を期するためのその後援を行うと共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第3条 会員

本会の会員は島原高等学校に在籍し、ラグビー部員であった者、それに準ずる者、または役員会において承認されたもので構成する。資格の消失については役員会にて決定する。

## 第4条 会費

会員は年会費を納入しなければならない。

## 第5条 行事

本会は次の行事を行う。

1. 島原高等学校ラグビー部後援
2. 会員相互の親睦を図るための諸行事

## 第6条 役員

本会には次の役員を置く。役員は総会で決定する。

1. 会長（1名）
2. 副会長（2名）
3. 事務局長（1名）
4. 幹事（若干名）
5. 監査（2名）

## 第7条 任期

本会の役員の任期は2年とするも再任は妨げない。

## 第8条 役員の任務

役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会を統括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代行する。
3. 事務局長は、会の運営並びに会計その他の事務を行う。
4. 幹事は事務局長を補佐し、会の運営を行う。
5. 監査は財務を監査する。

## 第9条 総会

総会は毎年1月2日に開催する。総会においては、出席者の2分の1以上の同意を必要とし、役員選挙のほか、会則の改正、収支決算、その他特に重要な事項の承認を行うものとする。

## 第10条 役員会

役員会は必要に応じて開催する。役員会の討議事項は、会長が定める。

## 第11条 会計年度

本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第12条 会計

本会の必要経費は、会費、寄付金、その他によって支弁する。

## 第13条 その他

この会則に定めのない事項については、役員会の決議を経て定める。